

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
翌日となる)

## 目 次

- ◇ 告 示 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること  
がある旨の告示(中小企業課)
- 土地改良事業の認可(二件)(農村整備課)
- 土地改良事業計画の変更の認可( )
- 国土調査の成果の認証( )
- 公共測量の実施(管理課)
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市計画課)
- 開発行為に関する工事の完了(二件)( )
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公 告 毒物劇物取扱者試験の合格者(医務薬事課)
- 条件付一般競争入札の実施( )
- (管理課)

## 告 示

### 鳥取県告示第八百三十一号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることであるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成六年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
有限会社境家具販売所	ビッグバン米子日野橋店	米子市吉岡一二五一一

### 鳥取県告示第八百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(地域改善)出上地区農業用排水)を平成六年十二月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第八百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用す

る同法第十条第一項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）出上地区農道整備）を平成六年十二月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第八百三十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）丸山地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成六年十二月九日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成六年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第八百三十五号**

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成六年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
北条町	平成四年度及び平成五年度	北条町（田井の全部並びに弓原及び国坂の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡北条町田井の全部並びに弓原及び国坂の各一部	平成六年十二月十二日
東伯町	平成四年度及び平成五年度	東伯町（大字中尾及び大字槻下の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡東伯町大字中尾及び大字槻下の各一部	平成六年十二月十二日

**鳥取県告示第八百三十六号**

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、建設省中国地方建設局出雲工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量（二級水準測量）
- 二 作業期間 平成六年十二月二十日から平成七年三月三十一日まで
- 三 作業地域 宍道湖及び中海周辺

**鳥取県告示第八百三十七号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米子市両三柳土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定に

より、次のとおり告示する。

平成六年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事業施行期間

平成三年九月六日から平成十一年三月三十一日まで

二 施行地区

米子市両三柳字三保向ヒの一部

三 事務所所在地

米子市加茂町一丁目一 米子市都市開発部区画整理課内

四 設立認可の年月日

平成三年九月二日

五 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

六 公告の方法

米子市役所及び施行地区周辺の掲示場に掲示して行う。

七 変更認可の年月日

平成六年十二月十三日

**鳥取県告示第八百三十八号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年十一月二日 鳥取県指令受都計三一―二第十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市一部字八日市

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎四丁目一―三二

小原 敏明

**鳥取県告示第八百三十九号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年十一月二日 鳥取県指令受都計三一―二第十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市榎原字北祐時

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市昭和町二〇一―二

諸田 信雄

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十号

平成六年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成六年十二月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

- 一 日時 平成六年十二月二十二日(木) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町二丁目二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 三 議題 公職選挙法の一部を改正する法律等の施行について

公 告

平成 6 年 12 月 1 日 に 実 施 し た 毒 物 劇 物 取 扱 者 試 験 の 合 格 者 は、次 の と お り で あ る。

平成 6 年 12 月 16 日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 一般毒物劇物取扱者試験の合格者

- |     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 竹 歳 | 久美子 | 天 野 | 典 子 | 天 野 | 典 子 |
| 山 根 | 亮 一 | 深 田 | 昭 昭 | 澤 田 | 光 江 |
| 和 田 | 森 徹 | 横 山 | 佳代子 | 法 橋 | 亮   |

2 農薬用品・毒物劇物取扱者試験の合格者

- |     |     |     |      |     |     |
|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 杉 野 | 隆 志 | 宮 本 | 義 久  | 浜 田 | 逸 子 |
| 岡 崎 | 光 枝 | 岸 田 | 恵 子  | 中 山 | みどり |
| 小 林 | 繁 徳 | 井 上 | 信 也  | 萩 原 | 英 樹 |
| 中 川 | 義 徳 | 新 田 | 重 整  | 磯 江 | 睦 美 |
| 山 根 | さゆり | 塩 田 | 吉 重  | 松 南 | 尚 人 |
| 前 田 | 賢 秀 | 三 鳥 | 龍 太郎 | 齋 木 | 清 一 |
| 遠 藤 | 賢 治 | 西 谷 | 千 秋  | 美 柑 | 康 勝 |
| 山 藤 | 優 美 | 山 岡 | 紀 子  | 高 虫 | 地 正 |
| 藤 原 | 克 昌 | 本 田 | 章 仁  | 横 地 | 行   |
| 新 藤 | 武 昌 | 山 本 | 裕 仁  |     |     |

条件付一般競争入札を行うので、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年11月鳥取県規則第66号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 6 年 12 月 16 日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の名称

県立中央病院外来棟増築工事

2 工事の場所

鳥取市江津

3 工事概要

(1) 規模構造等 外来棟 鉄筋コンクリート造地上2階、塔屋付 延べ床面積 約

7,051m<sup>2</sup>

玄関ホール 鉄骨造地上1階 延べ床面積 約537m<sup>2</sup>

渡廊下 鉄骨造地上2階 延べ床面積 約29m<sup>2</sup>

通路上屋 鉄骨造地上1階 延べ床面積 約145㎡

- (2) 用途 病院
- (3) 工事種別 増築

4 工期

平成7年2月から平成9年2月28日まで

5 入札に参加する者に必要な資格

建築一式工事について、次の基準をすべて満たすこと。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本工事は特定建設工事共同企業体による共同施工とする。

イ 共同企業体の結成は、(2)で定める構成員の資格を満たす者の2者による自主結

成とし、県外に本店を有する者と県内に本店を有する者による組み合わせとする。

ウ 構成員の出資比率は10分の3以上であるものとする。

エ 本工事に監理技術者を専任で配置できること。

オ 共同企業体の代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、

出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する要件

ア 県外に本店を有する者

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者

又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

(イ) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち一般建築工事に係るもの

を有すること。

(ウ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審

査における平成5年度の建築一式工事の総合数値が1,000点以上であること。

(エ) 建設業法第3条第4項に規定する特定建設業(建築工事業)の許可を受けて

いること。

(オ) 平成6年12月16日(金)から平成7年2月17日(金)までの間のいずれの日

においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名

の停止措置を受けていないこと。

(ウ) 平成元年度以降に、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で延べ

床面積5,000㎡以上の工事を元請けとして施工した実績があること。

ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、全ての構成員

が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限り、

(キ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置

できること。

① 主任技術者にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条

の3第2項に規定する一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する

者

② 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業

監理技術者資格者証の交付を受けている者

③ 平成元年度以降に、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で延

べ床面積5,000㎡以上の工事に従事した経験を有する者

(ク) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。

(ケ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面に

おいて関連がある建設業者でないこと。

イ 県内に本店を有する者

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲

げる者のいずれにも該当しないこと。

(イ) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事に係るも

のを有すること。

(ウ) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における平成5年度の建

築一式工事の総合点数が310点以上であること。

(エ) 建設業法第3条第4項に規定する特定建設業(建築工事業)の許可を受けて

いること。

(オ) 平成6年12月16日(金)から平成7年2月17日(金)までの間のいずれの日

<p>においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名の停止措置を受けていないこと。</p> <p>(ウ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>① 主任技術者にあつては、建設業法施行令第27条の3第2項に規定する一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者</p> <p>② 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>(キ) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。</p> <p>(ク) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>6 設計図書の見覧場所等</p> <p>(1) 見覧場所 鳥取市江津730 鳥取県立中央病院事務部管財課</p> <p>(2) 見覧日時 平成6年12月16日(金)から平成7年2月16日(木)までの日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日、12月29日、同月30日及び1月3日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>(3) その他 入札説明書による。</p> <p>7 入札説明書の交付 この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、その交付は次により希望者に直接配布するものとする。</p> <p>(1) 交付期間 平成6年12月16日(金)から平成7年1月9日(月)までの日(日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日、12月29日、同月30日及び1月3日を除く。)の午前9</p>	<p>時から午後4時まで</p> <p>(2) 交付場所 鳥取市江津730 鳥取県立中央病院事務部管財課</p> <p>8 入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出 この条件付一般競争入札に参加を希望する特定建設工事共同企業体は、次により申請書及び資料を持参の上提出しなければならない。</p> <p>(1) 提出期間 平成6年12月16日(金)から平成7年1月9日(月)までの日(日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日、12月29日、同月30日及び1月3日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 提出場所 鳥取市江津730 鳥取県立中央病院事務部管財課</p> <p>(3) その他 提出の際には、入札参加資格の確認の結果を通知するための封筒(表に申請者の住所及び氏名を記載し、簡易書留料金を加えた料金(430円)の切手をはった長3号封筒)を申請書と併せて提出すること。</p> <p>9 入札手続等</p> <p>(1) 入札執行の日時 平成7年2月17日(金) 午後1時30分</p> <p>(2) 入札執行の場所 鳥取市江津730 鳥取県立中央病院第6会議室</p> <p>(3) 入札の方法 郵送又は電送による入札は、認めない。</p> <p>(4) 入札保証金 免除</p> <p>(5) 入札の無効</p>
---	---

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 入札に当たっての留意事項

- ア 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の103分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 代理人により入札しようとするときは、必ず委任状を提出すること。
- ウ 入札に参加する者が1社（名）のときは、入札を行わない。
- エ 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認めるときは、入札の執行を中止することがある。
- オ 落札者は、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格の入札をした者とする。
- カ その他鳥取県建設工事執行規則、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）及び入札説明書に定めるところによる。

10 入札後の留意事項

- (1) 入札終了後、落札者は、消費税に係る課税事業者又は免税事業者の別を明記した届出書を提出すること。
  - (2) 請負契約の締結に当たっては、契約保証金は免除する。
  - (3) 請負契約の締結に当たっては、落札者と同等以上の工事の施工能力を有する工事完成保証人を立てなければならない。
  - (4) 鳥取県建設工事執行規則第60条第1項に規定する前金払い及び同規則第65条第1項に規定する部分払いについては、入札説明書によるものとする。
- 11 その他
- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県立中央病院事務部管財課（電話番号0857-26-2271）であること。
  - (2) 申請書及びその他の提出された書類は、返却しない。
  - (3) 資料作成及び工事内容に関する説明会等は、行わない。
  - (4) 提出された書類は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

条件付一般競争入札を行うので、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成6年12月16日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 工事名称  
鳥取国際交流センター（仮称）新築工事
- 2 工事場所  
鳥取市湖山町西四丁目
- 3 工事概要
  - (1) 規模、構造等 鉄骨造 地上3階 建築面積 約2,510㎡  
延べ床面積 約4,329㎡
  - (2) 用途 空港旅客ターミナル
  - (3) 工事種別 新築
- 4 工期  
平成7年3月から平成8年3月25日まで
- 5 入札に参加する者に必要な資格  
建築一式工事について、次の基準をすべて満たすこと。
  - (1) 共同企業体に関する条件
    - ア 本工事は特定建設工事共同企業体による共同施工とする。
    - イ 共同企業体の結成は、(2)で定める構成員の資格を満たす者の2者による自主結成とし、県外に本店を有する者と県内に本店を有する者による組み合わせとする。
    - ウ 構成員の出資比率は10分の3以上であるものとする。
    - エ 本工事に監理技術者を専任で配置できること。
    - オ 共同企業体の代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

<p>(2) 共同企業体の構成員に関する要件</p> <p>ア 県外に本店を有する者</p> <p>(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(4) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち一般建築工事に係るものを有すること。</p> <p>(5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査における平成5年度の建築一式工事の総合数値が1,000点以上であること。</p> <p>(2) 建設業法第3条第4項に規定する特定建設業（建築工事業）の許可を受けていること。</p> <p>(4) 平成6年12月16日（金）から平成7年2月10日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名の停止措置を受けていないこと。</p> <p>(4) 平成元年度以降に、鉄骨造延べ床面積4,000㎡以上の工事を元請けとして施工した実績があること。</p> <p>ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、全ての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。</p> <p>(4) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>① 主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3第2項に規定する一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者</p> <p>② 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>③ 平成元年度以降に、鉄骨造延べ床面積4,000㎡以上の工事に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。</p>	<p>(4) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面に於いて関連がある建設業者でないこと。</p> <p>イ 県内に本店を有する者</p> <p>(7) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(4) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事に係るものを有すること。</p> <p>(5) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における平成5年度の建築一式工事の総合数値が310点以上であること。</p> <p>(2) 建設業法第3条第4項に規定する特定建設業（建築工事業）の許可を受けていること。</p> <p>(4) 平成6年12月16日（金）から平成7年2月10日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名の停止措置を受けていないこと。</p> <p>(4) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>① 主任技術者にあつては、建設業法施行令第27条の3第2項に規定する一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者</p> <p>② 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>(4) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。</p> <p>(4) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面に於いて関連がある建設業者でないこと。</p> <p>6 設計図書の閲覧場所等</p> <p>(1) 閲覧場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部営繕課</p> <p>(2) 閲覧日時</p>
---	--

平成6年12月16日(金)から平成7年2月9日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。))に規定する休日並びに12月29日、30日及び1月3日を除く。)の午前9時から午後4時まで

- (3) その他  
入札説明書による。

7 入札説明書の交付

この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、その交付は次により希望者に直接配布するものとする。

- (1) 交付期間

平成6年12月16日(金)から同月26日(月)までの日(日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

- (2) 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係

- 8 入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出

この条件付一般競争入札に参加を希望する特定建設工事共同企業体は、次により申請書及び資料を持参の上提出しなければならない。

- (1) 提出期間

平成6年12月16日(金)から同月26日(月)までの日(日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

- (2) 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係

- (3) その他

提出の際には、入札参加資格の確認の結果を通知するための封筒(表に申請者の住所及び氏名を記載し、簡易書留料金を加えた料金(430円)の切手をはった長3号封筒)を申請書と併せて提出すること。

9 入札手続等

- (1) 入札執行の日時

平成7年2月10日(金) 午後2時

- (2) 入札執行の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

- (3) 入札の方法

郵送又は電送による入札は、認めない。

- (4) 入札保証金

免除

- (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 入札に当たったるの留意事項

ア 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の103分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 代理人により入札しようとするときは、必ず委任状を提出すること。

ウ 入札に参加する者が1社(名)のときは、入札を行わない。

エ 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認めたとときは、入札の執行を中止することがある。

オ 落札者は、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格の入札をした者とする。

カ その他鳥取県建設工事執行規則、鳥取県会計規則(昭和39年3月鳥取県規則第11号)及び入札説明書に定めるところによる。

10 入札後の留意事項

- (1) 入札終了後、落札者は、消費税に係る課税事業者又は免税事業者の別を明記した届出書を提出すること。

- (2) 請負契約の締結に当たっては、契約保証金は免除する。

- (3) 請負契約の締結に当たっては、落札者と同等以上の工事の施工能力を有する工事

完成保証人を立てなければならない。

- (4) 鳥取県建設工事執行規則第60条第1項に規定する前金払い及び同規則第65条第1項に規定する部分払いについては、入札説明書によるものとする。

II その他

- (1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）であること。
- (2) 申請書及びその他の提出された書類は、返却しない。
- (3) 資料作成及び工事内容に関する説明会等は、行わない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- (5) この入札は、公開とする。